

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十二日

広島県知事 湯崎英彦

## 広島県条例第四十九号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

本則中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第二条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センタ」に改める。

### 附 則

この条例のうち、第一条中児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例本則の改正規定(「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める部分に限る。)は公布の日から、第一条中同条例目次の改正規定及び本則の改正規定(「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める部分を除く。)並びに第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。